

加賀市簡易専用水道事務取扱要領

目 次

加賀市簡易専用水道事務取扱要領	152 頁
簡易専用水道設置報告書	155 頁
簡易専用水道変更報告書	157 頁
簡易専用水道休止（廃止）報告書	158 頁
簡易専用水道現場検査依頼書	159 頁
簡易専用水道書類検査依頼書	160 頁
簡易専用水道の管理状況	161 頁
身分証明書	163 頁
検査済証	164 頁
飲料水健康危険情報報告書	166 頁
簡易専用水道定期検査実施状況報告書	167 頁
簡易専用水道設置数及び定期検査数状況	168 頁
簡易専用水道に係る留意事項	
I 規制の対象について	169 頁
II 届出について	171 頁
III 設置者の管理義務について	172 頁
IV 定期検査（現場検査又は提出書類検査）について	173 頁
V その他	174 頁
別表 検査事項及び判定基準	175 頁
別紙 関係法令抜粋	178 頁
水道法	
水道法施行令	
水道法施行規則	
別図 簡易専用水道事務取扱方針フロー	180 頁

加賀市簡易専用水道事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、簡易専用水道の適正な管理運営を図るため、水道法（昭和32年法律第177号）、同法施行令（昭和32年政令第366号）及び同法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、簡易専用水道の事務扱い及び指導に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 簡易専用水道の届出

(1) 簡易専用水道の設置者（2人以上の者が共同して当該簡易専用水道を設置している場合は、その代表者）（以下「設置者」という。）は、加賀市内に簡易専用水道を設置し、給水を開始しようとするときは、あらかじめ次の事項を別記様式第1号により加賀市上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に届出をするものとする。

- イ 簡易専用水道を設置した建築物の名称
- ロ 簡易専用水道を設置した建築物の所在地
- ハ 簡易専用水道設置者の住所、氏名
- ニ 管理責任者の住所、氏名
- ホ 設置建築物の概要
- ヘ 水槽等の設置概要
- ト 施設の利用状況

(2) 設置者は、前項の届出事項のうちイ、ロ、ハ、ニ、ヘ又はトに変更があったときは直ちに別記様式第2号により管理者に届出をするものとする。

(3) 設置者は、当該簡易専用水道の休廃止により、簡易専用水道に該当しなくなったときは、直ちに別記様式第3号により、管理者に届出をするものとする。

第3 管理の実施

設置者は、当該簡易専用水道の管理を、関係法令の基準に基づくほか、別に定める「簡易専用水道に係る留意事項」（以下「留意事項」という。）に基づき行うものとする。

第4 定期検査（現場検査又は提出書類検査）の実施

(1) 設置者は、毎年1回以上定期的に厚生労働大臣の登録を受けた検査機関（以下「登録機関」という。）による現場検査を受けるものとする。

ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の適用を受けている簡易専用水道にあつては、所定の提出書類による検査に替えることもできる。

(2) 設置者は、登録機関の長に対し、現場検査の場合は別記様式第4号により、また提出書類検査の場合は別記様式第4号の2により検査を依頼するものとする。

(3) 登録機関の長は、設置者から現場検査の依頼があつたときは、速やかに当該簡易専用水道の設置場所へ赴き、関係法令のほか、別に定める留意事項に基づき衛生状態を検査するとともに、必要に応じ設置者に対し、助言するものとする。

- (4) 登録機関の検査者は、平成 15 年 7 月 23 日厚生労働省告示第 262 号に規定する身分証明書(別記様式第 5 号)を携帯し、設置者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (5) 登録機関の長は現場検査を終了したときは、速やかに設置者に対し、別記様式第 6 号の検査済証を交付し、設置者の同意が得られた場合にはその写しを管理者に提出するものとする。
- (6) 登録機関の長は、設置者から提出書類検査の依頼があった場合は、直ちに内容を審査し、速やかに設置者に対して、別記様式第 7 号の検査済証を交付し、設置者の同意が得られた場合にはその写しを管理者に提出するものとする。
- (7) 登録機関の長は、現場検査及び提出書類検査を行った結果、衛生上重大な問題があると認められた場合には、設置者に対しても速やかに対策を講じるよう助言するとともに、設置者の同意がある場合には直ちに管理者と所轄する保健所長(以下「保健所長」という。)にその旨通報する(設置者の同意がない場合には直ちに管理者と保健所長にその旨報告するよう設置者に助言する。)ものとする。

第 5 登録機関の検査実施計画

登録機関の長は、あらかじめ設置者と協議し、検査実施日を設けた検査実施計画を定めることができる。

なお、検査実施計画を定め、設置者の同意が得られた場合には、その旨を管理者に通知するものとする。

第 6 立入検査

- (1) 管理者は、次の各号に該当するときは、設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は立入検査を行うものとする。
 - ① 登録機関の長から通報を受けたとき。
 - ② 登録機関の長から検査済証の写しを受理し、水質汚染の恐れがあると認められるとき。
 - ③ 登録機関による定期検査を受けないとき。
 - ④ 設置者、又は当該簡易専用水道の利用者等から相談あるいは苦情等の連絡があったとき。
 - ⑤ その他必要と認めたとき。
- (2) 管理者は、前項の規定による立入検査を行うときは、あらかじめ保健所長に連絡し、立会いその他協力を得るものとする。

第 7 記録等書類の整備保存

- (1) 設置者は、次に掲げる帳簿書類を備えるものとする。
 - ① 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
 - ② 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
 - ③ 水槽の清掃の記録
 - ④ 第 3 に規定する管理についての記録
 - ⑤ 第 4 に規定する定期検査に関する帳簿書類

- (2) 前項①及び②の図面については永久保存とし、③、④及び⑤の記録等書類については、5年間保存するものとする。
- (3) 登録機関の長は、定期検査に関する記録を整備し、これを5年間保存するものとする。

第8 報告

- (1) 設置者は、次に該当するときは、直ちに別記様式第8号により、管理者に報告するものとする。
- ・供給する水に異常を認め、水質に関する事故が発生したとき。
- (2) 管理者は、(1)による報告を受けたときは、石川県健康危機管理飲料水対応マニュアル(平成14年3月策定)に基づき、保健所長並びに石川県生活環境部環境政策課(以下「県」という。)に通報するなど対応するものとする。
- (3) 登録機関の長は、第4に規定する定期検査の年間の実施状況を別記様式第9号により、翌年度の4月30日までに管理者に報告するものとする。
- (4) 管理者は、市内の簡易専用水道設置状況、登録機関からの検査済証(写し)の受理状況、通報の受理及び立入検査実施状況を別記様式第10号により、整理しておくものとする。

第9 保健所並びに県との連携

管理者は、保健所長並びに県と連携して、市内の簡易専用水道の設置状況を把握するとともに、簡易専用水道の適正な維持管理について指導を行うものとする。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(別記様式第 1 号)

簡易専用水道設置報告書

年 月 日

(宛先) 加賀市上下水道事業 加賀市長

設置者 住所

氏名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者名 〕

TEL

簡易専用水道事務取扱要領第 2 の (1) の規定により、次のとおり報告します。

簡易専用水道を設置した 建築物の名称	
簡易専用水道を設置した 建築物の所在地	TEL
管理責任者の氏名	
管理責任者の住所	TEL

(建築物の概要)

建築物の用途	
構造	
階数	地下 階、 地上 階
延床面積	m ²
※「建築物衛生法」の該当	(該当する ・ 該当しない)

※「建築物衛生法」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）の略称である。

(水槽等の概要)

	設置位置	構造	形状・寸法	設置数	容量
水槽	建築物の内・外・				総容量 m ³
	地上・半地下・地下				有効容量 m ³

(施設の利用状況)

使用開始年月日	一日平均利用者数	一日平均使用水量	受水水道名
年 月 日	人	m ³ /日	

(記載上の注意事項)

- 設置建築物の用途は、次により分類するものとする。
 - 興行場、集会場、図書館、博物館（美術館、動物園及び水族館を含む。）、遊技場、店舗（百貨店を含む。）、事務所、学校（研修所を含む。）、旅館、住宅（共同住宅を含む。）、病院、工場及びその他とする。
 - 用途が、二つ以上に該当するときは、主たる用途で分類すること。
- 水槽
 - 構造欄には、鉄筋コンクリート製、鋼板製、FRP製等主たる材質を記載するものとする。
 - 形状・寸法欄には、縦、横、高さ又は直径等メートル単位で、水槽ごとに記載するものとする。
なお、水槽が複雑で、当該欄に記載できないときは、別紙を使用し記載の上で添付しても差し支えない。
- 施設の利用状況
 - 施設の使用開始年月日は、実際の使用開始年月日を記載するものとする。
 - 一日平均利用者数及び一日平均使用水量が不明なときは、推定して記載するものとする。

(別記様式第2号)

簡易専用水道変更報告書

年 月 日

(宛先)加賀市上下水道事業 加賀市長

設置者 住所

氏名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者名 〕

TEL

簡易専用水道事務取扱要領第2の(2)の規定により、次のとおり変更したので報告します。

変更した日付	年 月 日	
変更した事項 (該当する番号を○で囲むこと)	1 簡易専用水道を設置した建築物の名称 2 簡易専用水道を設置した建築物の所在地 3 管理責任者の住所、氏名 4 水槽等の設置概要 5 施設の利用状況	
変更内容	新	
	旧	

(別記様式第3号)

簡易専用水道休止（廃止）報告書

年 月 日

(宛先)加賀市上下水道事業 加賀市長

設置者 住所

氏名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者名 〕

TEL

簡易専用水道事務取扱要領第2の(3)の規定により、次のとおり休止(廃止)したので報告します。

休止(廃止)した日付	年 月 日
休止(廃止)した簡易専用水道を設置していた建築物の名称	
休止(廃止)した簡易専用水道を設置していた建築物の所在地	TEL
休止(廃止)した理由	

(別記様式第 4 号)

簡易専用水道現場検査依頼書

年 月 日

検査機関名称

代表者様

設置者 住所

氏名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者名 〕

TEL

水道法第 34 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次の簡易専用水道の検査を依頼します。

簡易専用水道を 設置した建築物	名称	
	所在地	〒 ー TEL
管理責任者	名称	
	所在地	〒 ー TEL

(別記様式第4号の2)

簡易専用水道書類検査依頼書

年 月 日

検査機関名称

代表者様

設置者 住所

氏名 (印)

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者名〕

TEL

水道法第34条の2第2項の規定に基づき、次の簡易専用水道の検査を、必要書類を添付し、依頼します。

簡易専用水道を 設置している 建築物	名称				
	所在地	〒 ー			
建築物環境衛生管理技術者 の氏名			免状番号	第 号	
建築物の用途					
水槽の容量	m ³	水槽の 種類		依頼日直近における 水槽の掃除の 実施年月日	年 月 日

添付書類： 1. 「簡易専用水道の管理状況」

2. 建築物衛生法第10条に規定する次の書類

給水の管理状況（検査結果及び結果に基づく措置に関する設備の点検並びに整備の状況を含む。）

①水槽の清掃記録 ②水質検査の記録 ③水質の日常点検記録

(別記様式第4号の2－参考様式)

簡易専用水道の管理状況

	番号	検査事項	判定基準等	管理状況
施設及びその管理の状態に関する検査	1	水槽の周囲の状態	<ul style="list-style-type: none"> 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。 	
	2	水槽本体の状態	<ul style="list-style-type: none"> 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。 	
	3	水槽上部の状態	<ul style="list-style-type: none"> 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。 	
	4	水槽内部の状態	<ul style="list-style-type: none"> 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。 	
	5	水槽のマンホールの状態	<ul style="list-style-type: none"> ふたが防水密封型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。 	

	番号	検査事項	判定基準等	管理状況
施設及びその管理の状態に関する検査	6	水槽のオーバーフロー管の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 ・管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 ・管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。 	
	7	水槽の通気管の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 ・管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 ・通気管として十分な有効断面積を有するものであること。 	
	8	水槽の水抜管の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。 	
	9	給水管等の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 ・水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。 	
水質の検査	10	臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・異常な臭気が認められないこと。 	
	11	味	<ul style="list-style-type: none"> ・異常な味が認められないこと。 	
	12	色	<ul style="list-style-type: none"> ・異常な色が認められないこと。 	
	13	色度	<ul style="list-style-type: none"> ・五度以下であること。 	
	14	濁度	<ul style="list-style-type: none"> ・二度以下であること。 	
	15	残留塩素	<ul style="list-style-type: none"> ・検出されること。 	
書類検査	16	書類の整理及び保存の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。 	

- 備考
- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 10 条に規定する帳簿書類に基づきそれに記載されている給水の管理の状況について記入すること。
 - 2 記載にあたっては、当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聞くこと。
 - 3 水槽の種類及び容量は、水槽ごとに記入すること。
 - 4 表中 1～8 に掲げる事項については、必要に応じて、水槽ごとに記入すること。

表面

身分証明書 第〇〇〇号

平成 年 月 日交付

所属検査機関 氏名

この証明書を携帯する者は水道法第三十四条の二第二項により簡易専用水道の管理についての検査をする当検査機関の職員であります。

所属検査機関の長 [印]

裏面

写真ちよう付

検査機関印

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列七番とする。

(別記様式第6号)

検 査 済 証

年 月 日

様

検査機関の所在地

名称及び代表者名

印

TEL

年 月 日付けで依頼のあった現場検査の結果は、次のとおりです。

建築物の名称				建築物の所在地			
簡易専用水道の設置者の氏名又は名称							
水槽の有効容量		m ³		水槽の種類			
対象	番号	検査事項	結果	対象	番号	検査事項	結果
施設及びその管理の状態に関する調査	1	水槽の周囲の状態	良 不良	水質の検査	11	味	良 不良
	2	水槽本体の状態	良 不良		12	色	良 不良
	3	水槽上部の状態	良 不良		13	色 度	良 不良
	4	水槽内部の状態	良 不良		14	濁 度	良 不良
	5	マンホールの状態	良 不良		15	残留塩素	ppm
	6	オーバーフロー管の状態	良 不良	書類検査	16	書類の整備及び保存の状況	良 不良
	7	通気管の状態	良 不良		(ア)	簡易専用水道の系統図	良 不良
	8	水抜管の状態	良 不良		(イ)	受水槽周囲の構造物の配置図	良 不良
	9	給水管等の状態	良 不良		(ウ)	水槽の清掃の記録	良 不良
	10	臭 気	良 不良		(エ)	その他管理上の記録	良 不良
				(オ)	「建築物衛生法」※適用の有無	有 無	
意見等							
検査年月日			天 候				
検査者の氏名							

※「建築物衛生法」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の略称である。

(別記様式第7号)

検 査 済 証

年 月 日

様

検査機関の所在地

名称及び代表者名

⑩

TEL

年 月 日付けで依頼のあった書類検査の結果は、次のとおりです。

建築物の名称		建築物の所在地	
簡易専用水道の設置者の氏名又は名称			
水 槽 の 設 置 場 所			
水 槽 の 数		各水槽の有効容量	
判定	良好 ・ 不適		
意見等			
検査年月日	年 月 日		
検査者の氏名			

(別記様式第8号)

飲料水健康危険情報報告書

(第 報)

		報告日時		年 月 日	
				午前・午後	時
報告事項		報告者	所 属		
			職・氏名		
			TEL	(内線)	
発生日時					
発生場所					
健康危険情報概要・対応状況等					
		受信者			

